

## 特定秘密の保護に関する法律の即時廃止を求める総会決議

平成25年12月6日、特定秘密の保護に関する法律が成立した。

本法律は、国民の表現の自由、思想良心の自由及びプライバシー権などの基本的人権を侵害する危険性を有していることから、その制定に強く反対する旨、当会において繰り返し声明を発表してきた。

このような指摘にもかかわらず、本法律における問題点は依然解決されていない。特に、何が「特定秘密」に当たるかは法文上不明確なままであり、刑罰法規の原則である罪刑法定主義に反するとともに、これによる取材報道の自由に対する萎縮的効果も強く、国民の知る権利への圧迫は著しい。

また、本法律の審議においては特定秘密指定の妥当性を確保するため第三者機関を設置するとの構想が語られていたが、本法律上は「情報保全諮問会議」が設置されているのみであり、しかも同会議は特定秘密そのものをチェックするものではなく、かつその意見には法的拘束力はないため、何ら特定秘密指定の適正性を担保できない。

すなわち、依然として、表現の自由をはじめとする基本的人権に対する侵害のおそれに対する歯止めはないままである。

世界的に見ると、国家安全保障と国民の知る権利が対立した際、多くの国において国家安全保障の必要性を重んずるあまり、国家安全保障と国民の知る権利のバランスを保つことが困難になっているという実態がある。このような現状に鑑みて、昨年6月には国際的な立法指針として「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（ツワネ原則）が公表された。しかし、本法律の制定過程においては、この原則との整合性についての検討が全くと言っていいほどなされていない。

そもそも、本法律は、表現の自由をはじめとする基本的人権を制約する性質を有する法律であるにもかかわらず、国会においては、衆議院において約46時間、参議院において約22時間の審議時間という、規制の重大性に比して極めてわずかな審議時間を経たのみにて成立を見ている。このような立法過程は極めて拙速であり、立憲主義及び民主主義の理念を損なうものであるから、本法律のもたらす重大な影響に鑑みると、到底是認できない。

当会は、基本的人権を侵害するおそれのある本法律が、国会において十分な審議がなされないまま成立したことに強く抗議するとともに、本法律を即時廃止することを求める。

2014（平成26）年2月7日

剣路弁護士会  
会長 斎藤 道俊